

基本計画部会第 2 WG の検討結果について（報告）

基本計画部会第2ワーキンググループ意見書

平成22年8月20日

第2ワーキンググループ座長 阿藤誠

「平成21年度統計法施行状況報告」のうち、人口・社会統計関連部分について検討した結果は以下のとおりである。

1 検討内容

(1) 人口・社会統計関連部分のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の3点とした。

就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係（以下「ワークライフバランスの状況」という。）を詳細に分析するための関連統計の整備

人口移動の実態をより詳細に把握するための住民基本台帳の利活用の推進

企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働市場の実態を把握するための非正規雇用関係統計の整備

(2) 各課題については、関係府省にヒアリング等を実施することにより、新たに整備すべき統計や既存統計に求められる改善点などの論点を抽出した上で、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

2 意見

(1) 審議の結果、当ワーキンググループでは、上記1(1)及びの2点について意見書を取りまとめることとした（詳細は別添1及び2参照）。

(2) なお、上記1(1)については、関係機関において基本計画に示した方向性に、概ね沿った形で検討が進められていると判断し、引き続き状況を見守ることとする。

(別添1)

1 意見の対象とした施策

ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

2 施策の施行状況

(1) 総務省は、「雇用失業統計研究会」において、就業と結婚等に関連する項目に関してより詳しく分析するために必要な集計事項について検討を行った。

(2) 厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」を立ち上げ、関連統計における就業と結婚等に関連する必要な調査事項の追加等について検討を行った。

3 施策の施行状況を取り巻く現状と課題

(1) 我が国の雇用者数に占める非正規労働者の割合は増加する傾向にある。非正規労働者は、正規労働者に比べてキャリア形成や家族形成に困難を抱えるケースが多いため、非正規労働者割合の増加は、結果として少子化に拍車をかけるとみられている。

(2) 企業による中核的人材の絞り込みにより、正規労働者においては、長時間労働が顕著となっており、仕事と家庭の両立が困難化している。これらも未婚化・非婚化につながり、少子化の大きな原因となっている可能性が指摘されている。

(3) 現状では、このようなワークライフバランスの状況を的確に把握し、必要な政策を実行するための関連統計が十分に整備されているとは言い難い。なお、関連調査統計として、厚生労働省の縦断調査、出生動向基本調査が存在するが、小標本ゆえに地域別の実態を明らかにするには限界がある。

4 取り組むべき統計整備の方向性

ワークライフバランスに関する包括的かつ多面的知見を得るため、雇用・労働と家族・世帯に関する統計について関係府省共同の検討会(研究会)を設置するなど、関係府省による横断的な検討が不可欠である。特に、以下の取組を実施することが必要である。

(1) 雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析すること

(2) 少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を検討し、両者を関連付けるために必要な調査項目を追加すること

(3) ワークライフバランスの状況を明らかにするため、既存の大規模標本調査に「結婚時期」などの新しいワークライフバランス関連調査項目を追加する等の統計整備について検討を行うこと

(4) 就業意欲、結婚意識、出産・子育て意識などワークライフバランスに関する意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

(別添2)

1 意見の対象とした施策

非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

2 施策の施行状況

(1) 総務省は、「雇用失業統計研究会」において、以下の取組を実施した。

「雇用契約期間の把握に関するアンケート」を実施し、雇用者の雇用契約等の実態、雇用契約期間に関する理解度等の把握に努めた。

ILOの労働時間の測定に関する決議を踏まえ、年間総実労働時間の推計方法について検討を行った。

(2) 厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」において、以下の取組を実施した。

既存統計調査で把握している非正規雇用関連調査項目の整理を行った。

非正規雇用の雇用形態、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握可能かどうかについての検討を開始した。

3 施策の施行状況を取り巻く現状と課題

(1) 我が国の雇用環境は、厳しい状況になっており、雇用格差問題(雇用条件の待遇均等・均衡問題、ワーキング・プア問題等)が社会問題化している。このため、効果的な雇用政策を実施するためには、雇用形態別の雇用者数の推移やそれぞれの間賃金・所得・労働時間の格差及びそれらの変化等を的確に把握することが不可欠となっている。

(2) しかしながら、総務省及び厚生労働省で実施している労働関連統計調査に関しては、世帯サイドから把握するデータと事業所サイドから把握するデータの間に相違が散見される。雇用形態間の格差実態を把握するためには、これらのデータの概念や把握方法の相違を明確に示すことが必要となっている。

(3) 非正規雇用については、雇用構造調査、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、雇用動向調査等の統計調査が実施されているものの、非正規雇用全体の状況を的確に把握することは困難である。また、各統計の相互の連携を意識した体系的な整備がなされているとは言い難い。

4 取り組むべき統計整備の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統計調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

(1) 非正規雇用(不本意型を含む)の雇用形態別雇用者数(男女・年齢別、学歴別など)、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと

(2) 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと

(3) 非正規雇用者の実情を把握するための意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第1回） 議事概要

1 日 時 平成22年7月6日（火）15：00～16：00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室

3 出 席 者

【委員】

阿藤委員（座長）、井伊委員、椿委員、津谷委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省統計情報部、経済産業省調査統計部、国土交通省総合政策局、環境省総合環境政策局、東京都統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑同室調査官、神同室主査、
浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

4 議事次第（1）第2ワーキンググループの検討の進め方について

（2）第2ワーキンググループの検討事項について

（3）その他

5 議事概要

冒頭、阿藤座長から挨拶及び第2ワーキンググループの所属メンバーの紹介が行われた後、議事が進められた。

（1）事務局から、資料1に基づき「統計法施行状況報告に関する審議の進め方」について、資料2に基づき「ワーキンググループの運営」について、資料3に基づき「第2ワーキンググループ会合のスケジュール」について説明が行われた。

（2）事務局から、資料4に基づき委員から事前提出された意見について説明の後、阿藤座長から、事前提出された意見を整理した座長メモを提示し、座長メモを基にヒアリングの対象事項について選定を行った。主な意見は次の通り。

- 人口移動報告について、転入と転出にはタイムラグがあり、人口が過少に推計される恐れがある。転出届と転入届の手続きを1本化するなどの方法により、できるだけ正確な数字を把握することはできないか。

統計行政というよりは行政の在り方の問題であり、その考え方を確認したいと言うことで整理したい。

- 住民基本台帳ベースの世帯数と国勢調査ベースの世帯数では大きな差があるので、統計の一致性という観点から両者の関係性をチェックしておくべきではないか。
住民基本台帳データと国勢調査との整合性については総務省からの見解を伺うこととしたい。
- 国勢調査と在留外国人統計との間にはかなりの乖離があるが、グローバル化が進む中で重要性を増している外国人統計を充実していくべきであると考え、両者の乖離に関しての見解を伺いたい。
基本計画作成時に法務省から聞いた説明では、外国人登録制度のシステム変更を検討中と聞いていたので、法務省にはその後の進捗状況を書面で確認したい。一方で、国勢調査との乖離については、総務省の見解を伺いたい。
- レセプトデータを用いて、ナショナルデータベース化することは非常に重要なこと。この事業は厚生労働省保険局が「高齢者医療確保法」の元で進めているが、後期高齢者医療制度の廃止後のナショナルデータベース化をどのように考えているのか保険局に伺いたい。また、生活保護の観点では社会援護局、共済の観点では財務省主計局にも、それぞれの担当者からヒアリングを行いたい。
基本計画に盛り込まれているレセプトデータの活用については、平成 23 年度の取り組みとなっているので、具体の議論をできる時期に取り上げるべき。
- 参考 2 の別添 3 の 1 の(1)の について、基本計画の実施時期は「平成 23 年中に結論を得る」とされているが、参考 2 は「喫緊の課題」として指摘しているので、結論を得るべく総務省内で何らかの検討が開始されているならば、書面での回答をいただきたい。
統計委員会が喫緊の課題として整理したものであり、進捗状況の報告を書面でお願いしたい。
- ワークライフバランスを考えたとき、就業、労働関係の調査から掘り下げることがあまりないが、例えば、育児休業の取得状況などは事業所対象の調査で調べれば、調査対象が就業者に限定されるため、効率的に詳細な分析が可能となる。家族と労働の双方向からワークライフバランスの拡充の程度を検討してみることも政策的な効果を見極める上で重要ではないかと考える。
今の発言を踏まえて、総務省及び厚生労働省にはもう少し一般的な回答もお願いしたい。
- 住民基本台帳データなどの個別の行政記録情報についての照会は第 2 ワーキンググループ

で行っていただいた上で、行政記録情報の活用そのものは府省横断的な課題であるので、第3ワーキンググループとの関係を整理することとしたい。

以上、委員からの意見も踏まえ、座長メモのとおり、ワークライフバランス関係、住民基本台帳データの利活用関係、非正規雇用関係の3つをヒアリング事項とし、それ以外の事項については、本日発言のあったものも含め、書面で回答を求めることと了承された。

(3) その他

次回の会合は7月13日(火)の15:00~17:00に開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第2回） 議事概要

1 日 時 平成22年7月13日（火）15：00～16：40

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室

3 出席者

【委員】

阿藤委員（座長）、井伊委員、椿委員、津谷委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

文部科学省生涯学習政策局、経済産業省調査統計部、国土交通省総合政策局、東京都統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑同室調査官、神同室主査、
浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

【ヒアリング対象者】

総務省統計局（千野調査企画課長、羽淵国勢統計課調査官、小池労働力人口統計室課長補佐）
厚生労働省統計情報部（上田統計企画調整室長、本川雇用統計課長、市川縦断調査室長）

4 議事次第（1）各府省ヒアリング等による報告内容の確認について
（2）その他

5 議事概要

阿藤座長から資料1に基づき、ヒアリングすべきとされた事項の確認が行われた後、資料1の事項に沿って、総務省統計局及び厚生労働省統計情報部へのヒアリングを行った。

また、本日のヒアリング結果等を踏まえ、第3回会合では第2ワーキンググループの意見書（素案）が提示されることとなった。

委員の主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- （1）ワークライフバランス関係（就業と結婚、子育て、介護等との関係）の統計整備について
- ア 「雇用失業統計研究会」及び「厚生労働統計の整備に関する検討会」における具体的検討結果及び今後の見通しについて
- 総務省が行った検討状況について、女性の就業と出産の関係について、就業構造基本調査はクロスセクションデータであるが、第1子出生夫婦をどのように推計したのか。

世帯類型を参考に第1子出生割合というものを疑似的に計算したもの。今後、更に色々な世帯属性による分析などを行い、学会（日本統計学会等）やWeb上で公表する予定。

- 総務省が行った検討状況について、就業構造基本調査に限定した回答となっているが、それ以外の統計調査では分析を試みていないのか。

ワークライフバランスに関する調査項目については、就業構造基本調査が一番充実しているため、本調査による分析を検討したところ。

- 厚生労働省が行った検討状況について、第2回検討会で医療施設調査等への行政記録情報の活用が検討されるとのことだが、その検討内容はどのようなものか。

医療施設調査及び患者調査については、前回の統計委員会の答申で行政記録情報等の活用を検討することとされているため、その活用可能性について、本年12月に予定している統計委員会への諮問前に検討することとした。

イ 「雇用動向調査」のワークライフバランスに関連する調査内容について

- 「雇用動向調査」は、調査客体（事業所）の負担が大きいとの指摘がされていることは承知しているが、育児・介護などの休業制度の実施状況、入職者への介護や育児の負担感の把握などの項目について、ワークライフバランス関連の把握の充実の観点から、事業所側からも把握できる仕組みが必要ではないか。

平成21年度の統計法施行状況報告では、ワークライフバランスに関する把握に関して、現在、「雇用動向調査」を含めた厚生労働省が実施する各種の統計調査での把握状況を説明したところ。今後、ご指摘の観点についても「厚生労働統計の整備に関する検討会」の中で検討することとしたい。

- ワークライフバランスに関する統計の整備をする上で、各種データのリンケージを進め、最終的に政策に資する情報としていくことが重要である。
- 「雇用動向調査」以外にも、ワークライフバランスに関連する統計調査には様々な調査が存在するにも関わらず、それらのデータが統合的に整備されていない。今後は府省横断的にワークライフバランス関連の統計を整備すべきと思われるので、第2ワーキンググループとしては、その方向性を示すことが必要と思われる。

【阿藤座長のまとめ】

ワークライフバランスに関連する統計の整備に関しては、総務省や厚生労働省を含めた体系の全体像を議論する中で、調査項目の検討も進めるべきではないか。

ウ 「21世紀成年者縦断調査」及び「中高年縦断調査」の郵送調査化について

- 縦断調査はライフサイクルの経年変化を観測できる貴重な調査である。郵送調査化に伴い調査票の回収率は低下すると思われるが、未回収となる客体はランダムに発生するわけ

ではないので、回収率の維持には最善を尽くしていただきたい。

回収率の維持には出来る限り努力をしていきたい。また、脱落する客体の偏りについても慎重に分析していきたいと考えている。

- 郵送回収に伴い未回収となった調査客体に対して、次々回の調査時に再度、調査を依頼する予定はあるのか。

今までも1度脱落した調査客体には再度、調査票の配布・回収を行ってきているので、郵送調査への変更後も同じように対応していくこととしている。

【阿藤座長のまとめ】

今回の調査方法の見直しは回収率の低下につながるものであり大変残念ではあるが、政治的な情勢からみて致し方のないものと理解。このような状況の中でも回収率の維持には出来る限りの努力をしていただきたい。また、データの内容についても十分に検証していきたい。

(2) 住民基本台帳データの利活用関係について

- に関して、市町村間の移動など詳細化などについては個人が特定される恐れがあるので、公的統計全体への影響を考えると慎重にすべきであるが、一方、県内でも大都市とその他の都市くらいの括りで県内移動を公表できないか。

現段階では、純移動数（当該都市における転入・転出超過数）などを検討中。

- 人口関係のデータは国勢調査の実施に合わせて10月1日を基準としているが、及びの住民基本台帳データについては、地方財政や地方自治行政のニーズから3月末となっている。これについては、参考系列でも構わないので10月1日現在のデータを集計すべき。また、当該作業については、地方公共団体の負担とするか統計局等が担うべきかについても検討すべき。
- に関して、3月末は最も人口が移動する時期であり、転入と転出の間にタイムラグがあり、人口が過少に推計されている恐れがあるが問題ではないか。

行政事務の指標として年度末での集計が必要ではあるが、実際のデータには指摘のような問題も存在しているので、何らかの検討を進めていきたい。

【阿藤座長のまとめ】

本件については、望ましい方向での検討が進んでいると理解。今後とも集計時期等に関する課題について、更なる検討を進めていただくことを期待。

(3) 非正規雇用関係の統計整備について

ア 有期雇用期間・実労働時間の実態把握に関する検討状況について

- に関して、雇用契約期間などを毎月把握する必要はないと思うが、一方で就業構造基本調査による把握だと5年に1度しか把握できない。適当な調査がないことは理解するが、

年次での把握が望ましいのではないかと。

出来る限りの対応をしたいが、いずれにしても今の雇用慣行では、世帯側への調査で雇用契約の内容を正確に把握することは困難。

- 年間総実労働時間を把握について、既にパイロット事業のような研究成果があって、それに基づいて推計方法を検討しているということか。

ベンチマークとするものはない。現状として月末1週間の労働時間を年間の労働時間に補正していく際に、土日祝日の日数や業種特性から振れが大きくなっているため、そういった影響を補正できる調査事項を追加することで、精度を向上させたいと考えている。

- 実労働時間の把握については、世帯、事業所のいずれに調査しても、ある程度データをリンケージできるのではないかと。ただし、事業所調査は様々なデータが散在しており、現時点ではそれらを統合することは困難。

むしろワークライフバランスの観点では、事業所への調査ではサービス残業などの実態が把握できない可能性がある。

- 若年層の非正規雇用は、結婚や家族形成にマイナスの影響を及ぼしており、少子高齢化対策を考えたときに政策的にも関連が大きい項目だと思えるので、労働力調査の中で労働者にターゲットを絞って非正規雇用に関する調査できないものか。

必要性は認識しており、労働力調査では従業上の地位（常雇、臨時雇等）、月末1週間の労働時間などを把握。また、特定調査票では正規、パート、アルバイト、派遣などの呼称を把握しており、非正規雇用の割合などについては十分に把握している。

イ 非正規雇用の実情把握に関する検討状況について

- 雇用構造調査では、労働力調査で把握が困難とされた派遣元との契約期間という項目があるが、調査結果の品質はどのようになっているのか。

サンプル数は6万となっているが、本調査はローテーション調査のため同一の項目であっても結果の精度には相違がある。Web上に結果精度も公表。

- 別添資料の一覧表を見る限り、非正規雇用について、かなり詳細に把握しているとの印象。実際にこのようなデータがあることを上手にPRすることも必要ではないか。

(4) その他

座長から、出席の委員に対して、第2ワーキンググループの意見書に具体的に盛り込むべき意見内容の提出について依頼が行われた（提出期限：7月21日）。

また、次回の会合は7月26日（月）の10:30～12:00に開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第3回） 議事概要

1 日 時 平成22年7月26日（月）10：30～12：15

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

阿藤委員（座長）、安部委員、井伊委員、椿委員、津谷委員、樋口委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省統計情報部、国土交通省総合政策局、東京都統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑同室調査官、神同室主査、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

4 議事次第

- （1）各府省書面回答による報告内容の確認について
- （2）基本計画部会第2ワーキンググループの意見書について
- （3）その他

5 議事概要

（1）各府省書面回答による報告内容の確認について

資料1及び資料2に基づき、各府省から提出された書面回答事項に関する確認を行った。委員の主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

ア 暮らし方の変化に対応した統計の整備について（資料2、40頁）

- 「統計の品質評価に関するWG」において、結果の精度に関する事項の表示方法などを検討しているとのことだが、この政府レベルでの検討結果を受けて、厚生労働省でも国民生活基礎調査の達成精度や回収率の表示方法について、今後、検討する可能性があるということか。
その方向で考えている。
- 国民生活基礎調査については、特に回収率などに問題があると理解しているが、これら課題について、厚生労働省では検証する予定はないのか。

統計委員会の答申において「今後の課題」として整理されているところでもあり、有識者を交えた研究会を設置し、今年度中に非標準誤差に関する推計方法等を検討することとしている。

イ 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備について（資料2、2頁）、グローバル化の進展に対応した統計の整備（資料2、3頁）

- 統計調査としての国勢調査は行政記録情報としての住民基本台帳とクロスチェックしているのか。

結果精度の検証の一環としてクロスチェックは行っているものの、概念や定義が違うため、当該チェックによっても、いずれの地域に何万人の差異があるというような分析を行うことは不可能。

ウ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備（資料2、43頁）

- 雇用創出・消失に関する把握について、一般労働者とパートは別途労働時間を調査していると思うが、それらの情報を使って換算することについては検討していないのか。

基本計画における当該指摘については、平成21年度から労働政策研究・研修機構において研究をスタートさせたところ。その研究内容としては、

雇用動向調査の調査票データを用いて雇用を増減させた事業所の増加・減少量を推計
雇用保険データを用いて新設・廃止事業所の労働者比率を推計、

及び を用いて雇用増加減少事業所における増加・減少量を新設・廃止による増加減少（雇用消失）と事業の拡大縮小による増加減少に分離する

という3つのテーマでデータ処理の精緻化に関する研究を進めているところ。

なお、今回、委員から指摘された観点での分析については検討していない。

- 雇用・労働関係統計は、統計相互で労働者人口などに違いがある。また、非正規労働の把握についても調査ごとの定義の違いなどから把握漏れが懸念される。このような状況では、雇用・労働全般を正確に捕らえることはできないので、関係府省（総務省及び厚生労働省）が共同で研究会を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、体系的整備に向けた課題整理を行う必要がある。

エ その他（レセプト情報の活用について）（資料2、44頁）

- レセプト情報については、医療費統計や医薬品安全性など様々な分野で二次的利用が期待されているところだが、医薬品安全に関しては、二次的利用に関する敷居が非常に高くなり、レセプトという文言が消えたと承知している。医療費統計におけるレセプト情報は大変重要な情報源であり、取り組みが後退しないよう要望したい。また、今後の検討状況について報告をお願いする。

今年度中に有識者を集めた検討会を立ち上げるので、そこで2013年度以降の活用方法について明らかになるものと思われる。

- 本年度、医療施設調査や患者調査の諮問があり、これら調査にレセプト情報を活用することは非常に有用なことと考える。そういった状況を考えて、レセプト情報の統計利用の議論は今年度中に行っておく必要があると思うが、本件は意見書に盛り込むべきではないか。第3ワーキンググループでの議論はどのようになっているのか。

第3ワーキンググループでは、府省横断的な対応に関する議論をすることとしており、個別具体的な例について取り上げる予定はない。

行政記録情報の活用は基本計画の中でも重要な課題とされており、個別のワーキンググループで取り上げるのではなく、それぞれのワーキンググループの意見を取りまとめる段階ある基本計画部会で議論すべきではないか。

【阿藤座長のまとめ】

行政記録情報に関する議論は第1、第2、第3ワーキンググループそれぞれで、その取り扱いを議論されているので、今後の基本計画部会で改めて議論していただきたい。

オ 一定の検討を行う基幹統計について（資料2、5頁～）

一定の検討を行う基幹統計として掲げられたにもかかわらず、結論として現状維持となった経緯について、ご教示いただきたい。

給与に関わる3統計については、それぞれの行政上の利用が複雑に絡んでおり、項目等の共通化も難しいことから利用者の利便につながらない。一方、船員労働統計については、船員法という個別の法律によって規定されており、調査対象が縮減してはいるものの、その他の労働統計と統合することは困難。

（2）第2ワーキンググループ意見書に盛り込むべき意見について（委員提出意見）

資料3に基づき、意見提出の委員（阿藤委員、津谷委員及び樋口委員）から説明の後、委員による意見交換を行った。委員の主な意見は次のとおり。

- 現状、非正規雇用を把握する統計調査については、賃金構造基本統計調査ではパート労働者の学歴が把握されていない一方で、約5年周期で実施されているパートタイム労働者総合実態調査では学歴が把握されているなど、利用上不都合なことがあるので、既存の統計を体系的に充実させる方向での統計整備を検討していただきたい。
- 今、起こっている問題は、非正規雇用や有期雇用など企業としても十分に把握することが出来ていないところをどのように把握するかということで、一方、世帯を対象とした調査も存在するので、これらをどのように組み合わせていくのかといった議論を進めていただきたい。
- 政府統計全体として眺めたときに、今、何が起こっているかが分からないことが多い。既存の統計調査にちょっとした工夫（効果的な項目の追加、サンプリング方法等）を加えることで飛躍的に現状の把握が進むのであれば検討すべき。例えば、世帯調査には雇用や

働き方に関する項目を追加し、一方で、労働関連調査には仕事と家庭の関係や労働者の意識に関する質問を追加することで、双方とも有用性が増すのではないか。

【阿藤座長のまとめ】

基本計画の策定時には、教育・学歴と雇用の問題は重要との指摘があり、なるべく多くの調査で学歴の把握が出来るようにとの提言があったところであり、そういった観点も含めた体系的な整備を進めるべきと理解。

- 人口・労働、社会の把握に関して、既存の統計調査は戦後（昭和 20 年代以降）の時代背景を前提として整備されたものが多く、今現在、社会的に問題となっている非正規の問題などを分析しようとしても派遣労働者の給与は物件費に計上されており、従来の賃金として把握することが出来ない。このような新しい分野を把握しにくい状況は、産業統計でも同様に見られるので、今後、基本計画の進捗を審査する上での基本的な問題意識として、基本計画部会として共有する必要がある。

【阿藤座長のまとめ】

このような問題意識については、是非とも基本計画部会でもしっかりと共有していただきたい。

(3) 第2ワーキンググループの意見書について

資料4に基づき、阿藤座長から「第2ワーキンググループ意見書（素案）」の提案があり、その後、委員による意見交換を行った。なお、意見書（素案）については、本日の意見交換の結果を踏まえて字句修正した後、意見書（案）として次回会合において示されることとなった。委員及び関係府省からの主な意見は次のとおり。

- 日本の貧困率がOECD諸国の中で非常に高いとの報道がされているが、算出に当たって使用する統計調査によっては貧困率が変わってくるという研究結果もある。別添2の3ではワーキング・プア問題や所得への言及があるので、別添2の4においても政策立案に資する所得統計の充実（労働所得・非労働所得別の調査状況、所得分布の違い、貧困率等の指標に与える影響等）を検討すべきではないか。
全く盛り込んでいないわけではなく、賃金や所得の変化については重要性を指摘しているので、ご理解いただきたい。
- 雇用労働統計の体系化に関しては、非正規雇用に限らず全体として体系化を検討すべき。また、別添2の3の(3)で「非正規雇用について詳細を把握している」とあるが、これらの調査だけでは十分に把握しているとは言えないのではないか。
- 別添1の4の(2)について、この部分だけに個別調査（就業構造基本調査）の項目に関する指摘が記載されているが、具体的な項目の追加は意見書の内容としては馴染まないのではないか。また、本調査の見直しに当たっては、ワークライフバランス関連の調査項

目の追加を念頭に検討していく予定であるが、これら全てを本調査の中で対応するのは困難と思われるので、方向性としての指摘として頂きたい。

就業構造基本調査のみを取り上げて指摘していく趣旨ではないので、雇用・就業関係の統計全般で把握することを目指していただきたい。

【阿藤座長のまとめ】

別添1の4の(2)については、個別調査(就業構造基本調査)への指摘ではなく、ワークライフバランスの把握に関する一般的な方向性として記述することとしたい。

- 別添1の3の(3)について、ワークライフバランスを把握する統計として縦断調査が挙げられているが、この調査でワークライフバランスの関連項目が把握されていないのではないか。

社会生活基本調査で大規模な標本調査を実施しており、国際比較も可能であるので、生活時間等の詳細については、こちらで調査すべきではないか。

縦断調査の項目について、男性の育児や家事への参加の時間を把握している。

- 就労条件総合調査では、企業の番号が削除されていて利用しにくいといった意見があるが、事業所や企業の番号を削除しないほうが良いのではないか。

当該調査は小規模な標本調査なので、他の統計とマッチングしても僅かな調査客体しか突合しないため、番号を付与することのメリットはほとんど無いと思われる。

- ワークライフバランスに関しては、単純な事実以外にもK6のような意識に関する項目も調査すべきであるが、このような意識に踏み込んだ項目を把握する際には、国際的な基準に沿って信頼性や妥当性といったチェックをする必要がある。

厚生労働省としては健康意識などについてOECDに報告しているが、普段の状況を調べているのか、調査時点のみを調べているのかによってうまく国際比較が出来ない状況である。なお、K6についてはWHOが国際的に示された指標であるので、採用しているところ。

- 効果的に政策を運営するためには、結婚や仕事、生活の質、家族形成といった行動の背景にある意識といったものを理解していく必要がある。意識に関する項目を正確に把握することは大変困難であるが、国民もマスコミも皆知りたがっている情報なので、政府統計の有用性を広く国民に周知させる意味でも、意識調査の充実を進めるべきである。

統計法は、統計の客観性を確保する観点から意識に関する調査を統計法上の「統計調査」とは扱っていない。また、現行の「統計調査」に満足度等の意識項目を追加することは、技術的な問題も含め、調査項目とするには時間がかかると思われる。

新成長戦略の議論の中で、単に非正規労働者数を減らすことを数値目標とするか、不本意な非正規労働者が正規へ転換することを数値目標とするのか議論になったが、現行では

必要な統計が整備されていなかった。今後も、各方面から同様の要請は増えてくると思われるので、意識項目の拡充は必要である。

【阿藤座長のまとめ】

生活満足度のようなものは、K6のように汎用的で広く国際的に認知された指標があるわけではなく把握には困難が多いが、新成長戦略等の政策判断でも必要な情報とされており、意識・価値観と行動の関係などについては誰にでも理解しやすい項目を追加すべきである。

- 例えば、育児休業などは行政記録情報で得られる。統計情報だけではなく、有用である行政記録情報は効果的に活用すべきである。

(4) その他

次回の会合は8月3日(火)の15:00~17:00に開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第4回） 議事概要

1 日 時 平成22年8月3日（火）15:00～16:40

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 全省庁共用1214 特別会議室

3 出席者

【委員】

阿藤委員（座長）、安部委員、井伊委員、椿委員、津谷委員、樋口委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省統計情報部、国土交通省総合政策局、東京都統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑同室調査官、神同室主査、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

4 議事次第

（1）基本計画部会第2ワーキンググループの意見書について

（2）その他

5 議事概要

（1）第2ワーキンググループの意見書について

座長から、前回の第3回会合で出された意見を基に取りまとめた「第2ワーキンググループ意見書（案）」の提案があり、その後、委員による意見交換を行った。

委員及び関係府省からの主な意見、回答等は次のとおり。

- 各ワーキンググループの意見書の体裁を統一すべき。
他のワーキンググループの意見書との統一した体裁とする。
- 1ページに「ワークライフバランス」という言葉は出てこない。1ページの1の（1）のは、まさに「ワークライフバランス」に相当する記述なので、明確に「ワークライフバランス」という言葉をどこかに入れるべき。
基本計画の文言に沿った形で修正する。
- 別添1の4の（2）の「事業所ベース」という文言は、「企業ベース」に比べて「事業所ベース」という言葉なのか、それとも「雇用主側のデータ」という意味で使っているのか。

「事業所」と「企業」を区別して表しているものではなく、「世帯側からの補足」に対する「事業所側からの補足」という意味。

- 別添1の4の(2)の「既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を整理し」というところの「整理」という言葉が、統計の整理統合といった意味に誤解されやすいので、何らかの修文をお願いしたい。

「整理」という文言を「検討」という文言に置き換えることとする。

- 別添1、別添2に共通して意識項目に関する記述が追加されているが、これについては基本計画に言及されていない事項なので、意見書の本体に盛り込むのではなく、座長が重要と考える事項として整理し、座長メモとすべきではないか。

- 非正規雇用について、特に不本意型非正規雇用であるかどうかを把握することは労働・雇用政策を遂行する上で重要。基本計画には明確に言及されていないとしても非正規雇用の実態に関する意識については聞かざるを得ないとする。

- 意識項目については、可能な範囲で検討を開始すべきとの委員からの指摘があったことから「技術的課題に配慮しつつ」、検討するとしたところ。

現実には意識項目が統計調査の項目に入っていることは結構あるわけなので、ほかの統計でもポジティブに意識項目を含めていってはどうかという提案。今後、基本計画部会で更に議論していただきたい。

- 別添1に示されている「ワークライフバランス」とは、正規雇用のみを念頭に置いているのか、それとも非正規雇用も含む労働者全体を念頭に置いているのか、その解釈を明確にし、調査項目を設定する際にもワークライフバランス憲章などの何らかの基準に基づいて項目を設定すべき。

- 別添1には、「1 意見の対象とした施策」に「就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係」とワークライフバランスを非常に広いものと認識しているので、意見書での解釈もできる限り広いものとすべき。

別添1はワークライフバランス、別添2は非正規雇用と2つのテーマを分けて取り上げていることを考えれば、別添1は正規雇用に近いところを対象としており、別添2の方で別途、非正規雇用に焦点を当てている。やや漠然としていても、意見書としては別添1でワークライフバランス全般に対する指摘とさせていただく。

- 別添1では「世帯ベース・事業所ベース」とあり、別添2では「世帯サイド・事業所サイド」とあるが、どちらかの言葉に統一すべきではないか。「ベース」というと、まさに調査単位をどうするかということを表しているように見える。

- 別添1の「ベース」はデータの単位を表し、一方、別添2の「サイド」は把握の仕方を表しており、両者は違う意味で使われているのでこのままの表現でよいのではないか。

- 厚生労働省の統計は、旧厚生省サイドの統計が企業単位、旧労働省サイドの統計が事業所単位になっていることが多い。例えば、次世代育成支援対策推進法を議論したときには、旧厚生省の施策なので企業単位で法律ができているが、地方の事業所としては本社からの指示を受けなくてはならないという不都合が発生することがあり、企業なのか事業所なのかというのは気になる。ところ。「世帯側から」と「事業所側から」という表現であれば適当ではないか。

別添1の4の(1)の「事業所ベース」を、対象を明確にする意味で「企業・事業所ベース」とし、別添2の3の(2)は「世帯サイド」、「事業所サイド」とする。

- 別添2の4の(2)について、基本計画の工程表にも重複する部分が多いが、基本計画の工程表で「遅くとも24年度までの調査開始に向けて」と具体的な日程が入るにも関わらず再度指摘する意味は何か。また、若干、内容に相違がある部分はどのように理解すべきなのか。

基本計画の工程表と重複する部分はあるが、この記述は6月の統計委員会で了解された「公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方」がベースとなったものなので、基本計画の内容を再度、記載したものではない。また、平成24年までといった期限を区切っているものではない。

- 別添2の4の(2)に「雇用形態の転換」とあるが、一般的な表現なのか。

例えば、雇用・労働関係では、非正規から正規へと雇用形態を転換制度する制度（正社員転換制度）があり、転換という言葉は一般的に使われている。

- 別添2の4の(2)の意見は、基本計画別表のそれぞれに1対1で対応するという整理ではなく、非正規雇用の実態を捉えるという部分をひとまとめにしているとのことだが、別表にある総務省担当の部分と当該意見では内容的に異なっており、関連が無いと考える。基本計画別表との対応関係の整理が必要ではないか。

各ワーキンググループの意見書は最終的には統計委員会に提出する意見書であり、個別の対応について、ワーキンググループで全部チェックしていくものではなく、おおよその方向性を打ち出すものと理解。

別表にある労働力調査のフローデータの分析の部分が、雇用形態の変化の把握という点で関係すると思われる。今後、統計委員会として取りまとめる意見では、各府省が基本計画に沿って着実に取組を進めているかどうかを確認する必要がある。統計委員会（基本計画部会）では、そういった観点を踏まえて検討していくこととする。

- 別添2の4の(3)の「希望する就業形態など」という例示は項目の詳細まで書かれているが、信頼性、妥当性の観点からみて、このような限定的な例示は削除すべき。

総務省の調査では、就業形態の希望について何らかの把握をしているのか。

就業構造基本調査で「希望する雇用形態」を調査している。

既に調査済みであれば、ここに例示する必要はない。

- 別添2の4の(3)の「不本意型の非正規雇用者の「実態」を把握」という箇所は、基本計画にある「実情」という文言にする方が意識項目との整合性も良い。
- ワーキンググループ意見書の位置付けについて、基本計画に具体的な記述がないにもかかわらず、ワーキンググループ意見書に出てきている指摘も幾つかあるが、そのようなものは今後どのような工程表が示され、どのように取り扱われるのか。
位置づけについては、基本計画は閣議決定事項であるが、今回取りまとめる意見は閣議にかけるようなものではないので、基本計画を補完するようなものと理解。
ワーキンググループでは、重点的に議論する課題を絞って、基本計画の則を越えた新たな意見を述べることは注意深く避けて審議してきたところ。しかしながら、ワーキンググループでの議論は、更に基本計画部会において、平成21年度の施行状況報告に対する意見として、大臣に対して述べるべき意見かどうか精査されるものであり、この前提において多少幅広な議論が行われることも容認されるものと理解。

(2) その他

上記の「第2ワーキンググループ意見書(案)」の修正について、座長へ一任され了承。本日の意見を踏まえた意見書を基本計画部会に示すこととなった。

最後に、阿藤座長から出席の委員及び各府省オブザーバーへの謝意が述べられ、第2ワーキンググループを終了した。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>